

梵鐘鑄換大砲小銃令と肥後藩の対応史料

佐藤満洋

旧肥後藩の直入郡久住手永史料である「後年記」（久住町民センター資料室蔵）の、安政二年（一八五五）三月の条以降に、梵鐘鑄換大砲小銃令に関する史料が若干見られる。

史料(1)(2)は安政元年（一八五四）十二月二十三日に出された太政官符の趣旨を休した形で、翌年三月三日に幕府が諸大名に海岸防禦のため、寺社の梵鐘等を大砲や小銃に改鑄するよう命じたものである。この(1)(2)の史料は「統徳川夷紀」三月三日の条の史料によって、若干字句の訂正をした。(3)以下は「後年記」の文言のままである。

尚、(1)は右の一件とは直接関係はないが、肥後藩の煙硝史料として収録してみた。

梵鐘鑄換大砲小銃令

伊勢守殿御渡

(1)海岸防禦之為、此度諸國寺院之梵鐘、寺々之外、古來之名器、及当節時之鐘ニ相用候分相除、其余可鑄換大砲小銃之旨、從京都被仰進候、海防之儀、専ら御世話有之折柄、叡慮之趣、深く御感載被遊ゆ事ニゆ間、一同厚く相心得、海防筋之儀弥可相勵旨被仰出ゆ、尤右之趣、諸寺院江者寺社奉行より申渡ゆ間、被得其意、取斗方等委細之儀、追而可相違ゆ、右之通、被仰出候間、向々江不洩様可被違候、

(安政二)

三月

(2)海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以、可鑄換大砲小銃之旨、被 仰出候、右者武備御充実之御趣意ニ候間、此外銅鉄者勿論、錫、鉛、硝石等、何れも必備之品ニ付、右等ニ無之ゆ而も相濟ゆ品を、右類ニ而相製ゆ儀、自今不相成事ニ候、且又梵鐘をも鑄換被 仰出候程ニ付、銅鉄を以新規ニ仏像等鑄造致しゆ儀、難相成ゆ、仏器之儀も、木製又ハ陶器等ニ而も相濟ゆ分者、以來銅鉄類を以製造之儀可為無用候、

右之通、可被相觸候、

(安政二)
三月

(3)海岸防禦之為、諸国寺院之梵鐘、鑄替大砲小銃之旨付而、阿部伊勢守様被成御渡ゆ御書付写ニ通差遣ゆ、尤追而之儀者、公 刃之御模様可有之ゆ間、先此旨相心得ゆ様、此段一派中江茂可有通達ゆ、以上、

(安政二)
九月十八日

寺社御奉行所

神護寺列

(4)寺院梵鐘鑄換之儀に付而者、別紙写三通差出ゆ条、御支配之寺院江可有其御達候、以上、

(安政二)
九月十八日

寺社方 御奉行中

御郡代衆中

右之通被及御達ゆ条、左様可有相心得ゆ、以上、

(安政二)
十月二十三日

小国久住 御郡代中

満願寺

瑞竜寺

真光寺

金性寺

光覺寺

真教寺

浄明寺

善正寺

観正寺

善養寺

慈光寺

浄泉寺 光久寺 玉岑寺 玄德寺 明連寺
以上小国

久住

猪鹿寺 常楽寺 万休寺 正法寺 明尊寺 善行寺 光照寺 真楽寺

為承知

佐藤唯之充殿

北里伝兵衛殿

(5) 大目付江

諸国寺院ニ之有ハ梵鐘之儀、本寺并古来之名器、当節時之鐘ニ相用ハ分相除、其余者不残、大砲小銃ニ鑄換可旨、先達而(被脱カ)仰
出ハ、一鉢、梵鐘之儀者、其寺々法器ニ候得者、容易ニ御沙汰之有る可品も之れ多くハ得共、近来諸夷引続入津いたし、武備
専用之御時節、大砲小銃共ニ急務之品ニテ、御国備堅固ニ成置れ度、格別之 忝慮も之れ有、被 仰出ハ事ニハ条、寺院者勿論、
大小之價越寄進之輩至る迄、厚御主意之程相弁ハ、法用之儀者、在来之半鐘又者盤木大鼓等相用、本寺并ニ当節相用ハ時之鐘之
外、撞鐘之分者一同 公義江差上可ハ、勿論万石以上領内之分者、其処領主江下され、領主ニテ鑄換、万石以下知行并御代官、
領主、地頭ハ附属ニ之なき寺院、其社領之分共ニ御料所寺院一同、公儀ニ於テ鑄換被 仰付ハ間、御府内者社奉行、其余者
最寄、遠国者奉行・御代官、御預所領主ニ而、寺院本末并梵鐘有無、名器、時之鐘之訳等糺之上取斗、時宣ニより壇家惣代之
者呼出候儀も之れ有る可ハ、

一万石以下知行之分茂、自分ニ而鑄換之儀、相願ハ、其通ニも可被 仰付ハ間、早々願書差出さる可候、

但自分ニ而換被 仰付ハ得者、公義ニテ者御樽之なくハ間、万石以上之振合ニ準、知行所寺院一手ニ取斗ハ儀と心得可ハ

右之通被 仰出ゆ間、其意得奉ゆ、尤諸寺院に者寺社奉行る申渡ゆ間、本末取調、其之外取斗方之儀者、安藤長門守江承合、取斗ある可ゆ、

右趣、向々江洩さる様相触らる可ゆ、

(安政三) 九月

(6) 心得方書取

諸寺院梵鐘之儀ニ付、御触之内、在来之名器之有りゆハ者、稀なる儀ニ之れ有る可ゆ間、名器たる事判然、紛無分斗相除ゆ積、

一 鐘銘之内

勅額

台命、宝船、長久、

御武運悠遠、其外

天下泰平、国家鎮護等之文家字之有ゆ共、(酌)及はすゆ事、

一 郷由緒并諸家由緒等之れ有由之銘文之有る趣(マ)にて趣(マ)にて用捨之儀申立ゆ共、容易ニ取用らる可筋ニ者之無、尤格別訳立ゆ分、

其外遮而難洩申立ゆ分者、長門守へ申聞く可ゆ事、

一 本寺と唱ゆ内、大本寺、中本寺、小本寺、本寺並等之名目有之ゆ得共、壹式ケ寺ニ而も未門徒之有りゆ分者、相除ゆ積、

但諸因録所其外末寺者之れ無く候共、本寺之無、一本立(マ)類之大地、或者、寺格宜分者時宜次第、長門守方へ申聞く可ゆ事、

一 御朱印地之分、差別之れ無事、

一 塔頭寺中茂門未之れ無ゆ得者、末寺同様之事、

但神社之別当、社僧茂同断之事、

- 一 領主附属ニ之れ無寺院者、假令領内ニ⁽²⁾営み居ゆ共、公義ニ而取調被 仰付ゆ間、私領ニゆ共、相除申可事、
- 一 寺院之内無住之分者、留守居僧等ニテ決難き筋者、其寺兼帯之本寺、又者法類組合寺等相糺、請印申付く可事、
- 一 梵鐘差出方、持運等之儀、寺院共難波ニ相成れる様、追而請取者差出、万端領主方ニ而取斗申可事、

(7) 小紙堅紙

御請申上ゆ覚

- 一 撞鐘 幾ツ 高何尺
□何尺

右者何宮社内ニ御座ゆ処、今度御達之旨、其意を得奉、名器并時之鐘ニ而も之れ無くゆ間、何時ニ而も御用之節者、仰付られ次第異儀なく、差出申可候、其為請書是如御座ゆ、已上、

年号月

何々手永何村
何宮社内
何之某

(8) 小紙堅紙認

御請申上ゆ覚

- 一 梵鐘 幾ツ 高何尺
□何尺

右者拙寺所持仕居ゆ処、今度御達之旨、其意を得奉、名器并時之鐘ニ而も之れなき間、何時ニても御用之節者 仰付られ次第、異儀なく差出申可ゆ、其為御請書此如御座ゆ、已上、

年号月

何宗何寺何手永
何村
寺 号

無住之寺者組合より連印を以相達ゆ様、

(9) 小紙堅

上者書 梵鐘有無相改ゆ志ら遍帳

中本寺、小本寺、本寺並分

本山何国何郡何村

何寺又者何国何方の

掛所又者録所

何宗何手永何村

何 寺

一 梵鐘

幾ツ

高何尺
口何尺

但名器并時之鐘ハ、由緒等、委敷相認ハ条、

何国何郡何村

何 寺

末寺

掛所

右同 何 寺

末寺鐘所持之分

何国何郡何村

何寺之末寺又掛所

何宗何手永何村

何 寺

一 右同

幾ツ

右 同

但名器并時之鐘ニハハ、由緒等委しく相認ハ様、

右同鐘無ゆ分

肩書石同断

右 同

何 寺

一 右同

幾

右 同

當時梵鐘所持仕らす

一公領附屬之寺院有無之事、

右者今度御触之趣ニ付、其達に及支配所中寺院、本末并梵鐘有無相改免ゆ処、右之通りニ御座ゆ、因而古來之名器、又者時之鐘ニ相用ゆ分差除置、其余所持之分者何時にても、仰付られ次第、異議なく差出申へき段、御請書相達ゆニ付、取揃相達申ゆ、以上、

年号月

名 印

社内ニ之有ゆ撞鐘も本文同様取調申可事、

本文調方之儀者、宗旨を寄、調方之有ゆ様、

諸国寺院之梵鐘、大砲小銃鑄換可之旨、公邊御沙汰之趣、御書付写相渡、去年九月達及置ゆ通ゆ処、右ニ付而猶阿部伊勢守様御渡成れゆ御書写、別紙式通達及可旨、仰下ゆニ付、御支配之寺院^并撞鐘之有ゆ社方へ茂洩さる様達之有、別紙文案通、寺より請書を取り、一手永限、明細帳差調、来月中ニ相達らる可ゆ、

尤梵鐘差出方之儀者、其期ニ至り達及可ゆ間、兼而其旨相心得居ゆ様、申聞せ置かる可ゆ、以上、
(安政四カ)

五月二十四日

寺社方 御奉行中

御郡代衆中

右之通、御達相成ゆ條、左様御心得、前文案案趣を以、来る式拾五日迄相達らる可ゆ、己上、

六月十二日

御郡代中

猪鹿寺

常楽寺

萬休寺

正法寺

明尊寺

善行寺

光照寺

真楽寺

古沢和泉殿

別紙寺社ニ者御達披見之上、早々差回され、書付等差出ゆハ、是又急速相成^達らる可ゆ、已上

(安政四カ)
六月十二

御郡代中

佐藤平八殿

右御触状者、六月十三日、担夫勇五郎江相渡、差廻ゆ事、

御郡方 御奉行中

御郡代衆中

⑩ 右拜見、弥以焰氣強之有可き見込に御座候処、安外ニ焰氣御座なく、間に者床下新土之ケ所敷多之れ有、甚以て不安意之次第にて御座候、既に矢部手永井無田村幸助と申者、床下土肥を掘取候儀、露見仕、去七月御達仕候通に御座候、夫等之類を以て勤考仕候得者、右之ケ所々々究而肥に取用候儀ニ相違御座ある間敷奉存候、床下土肥し等に取用申さず候様との儀者、天保元年御國中一統、御触達にも相成居申候得共、右之通成行申候て者、当時増之御仕入江茂仰付置かれ候砌、弥以御用差支申可く、重畳落着申兼候事に御座候、之に依而以往之処、御門備専用之御用ニ付、床下土を一切上埃なりとも取り払申さず候様、

尚此節御國中一統、屹度御達及はれ度、若違犯之者之れ有に於て者、其者者勿論、其懸之庄屋、村役人共まで屹度御咎仰付られ候様、左御座なく候得者、銘：我家之床下堀取候儀に付、矢張密に犯し候者も計り難く、仍而右触之趣き者、毎年御惣庄屋より御教諭書読聞せ之節、一同申度、小前之者ともへ屹度行互り候様御座あり度、右之趣、至急に御達及はれ下され候様、奉願候、此段然る可様御執達成され下さる可候、以上、

(安政二) 二月

牧崎 塩硝支配役中

右之通候条、左様相心得られ、夫、其取斗有る可候、以上、

五月式拾四日

小国久住 御郡代中

小国久住

御惣庄屋中

(大分県立大分女子高等学校教諭)

【新刊二案内】

大分大学名誉教授
別府大学教授
文学博士

渡辺澄夫著 『豊後大友氏の研究』 第一法規出版

A五判 約三五〇頁 定価三、五〇〇円

九州中世史に多大な足跡を残した豊後大友氏について、著者積年の研究を集大成した大友氏研究の決定版
お申し込みは全国有名書店へ